



平成 26 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

株式会社アクセスジャーナル他との訴訟に関する 東京高等裁判所の判決について

当社が原告として、株式会社アクセスジャーナル（以下、「アクセスジャーナル」という）及び同社代表者に対し提起した訴訟について、東京高等裁判所において控訴審判決が下されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：東京高等裁判所

判決日：平成 26 年 6 月 11 日

2. 訴訟の経緯

平成 24 年 10 月 26 日にアクセスジャーナルのウェブサイト上に掲載された記事（以下「本件記事」という）により、当社は、名誉毀損又は信用毀損による損害を被ったため、平成 24 年 11 月 8 日、アクセスジャーナル及び同社代表者を被告らとして損害賠償等を求め、訴訟を提起しました。

平成 26 年 1 月 20 日付で、東京地方裁判所において判決があり、当社の主張がほぼ全面的に認められました。その後、アクセスジャーナル及び同社代表者は東京地方裁判所での判決を不服として、東京高等裁判所へ控訴していました。

3. 判決の概要

- (1) 被告会社は、本件記事を削除せよ。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して 165 万円を支払え。

4. 当社の見解

今般、東京高等裁判所の控訴審判決により、提出された全証拠によっても、本件記事で報じられている当社グループからの3,500万ドルの資金移動が、フィリピン共和国政府関係者に対する賄賂でないことが、改めて明確になりました。即ち、平成26年1月20日の第1審判決に続き、今般の東京高等裁判所の控訴審判決においても、当社のフィリピンでのカジノリゾートプロジェクトに関して、当社からフィリピン政府関係者等に対して賄賂等の不正な支出が行われた事実はないとする当社の従来からの主張を全面的に支持する内容の判断が示されました。

上記判決により、一点、「(当社の) 名誉及び信用回復のためには、謝罪広告の掲載を命ずる必要があるとまでは認められない」とし、第1審判決で認められた謝罪広告の掲載については取り消されてはいるものの、本件記事の削除等、事実関係に関する当社の主張については、第1審判決に続き、ほぼ全面的に当社の主張が受け入れられたものと理解しております。

また、当社は、上記民事判決によっても当社が受けた損害等の回復は不十分であると考えており、当該事案は悪質なものであることから、平成26年6月17日付で、名誉棄損、信用棄損の各被疑事実に基づき、アクセスジャーナル社の代表取締役である山岡俊介を東京地方検察庁に刑事告訴し、受理されております。

なお、当社は、当社のフィリピンでのカジノリゾートプロジェクトに関し、上記訴訟と同様に、当社グループから不正な資金移動等が行われた旨を報じる内容の記事を掲載したロイター及び朝日新聞の各社に対し、名誉毀損等による損害賠償等を求める訴訟を提起しており、当該訴訟は現在、東京地方裁判所において審理係属中ですが、当社としては、本判決と同様に、これらの事件についても各報道が推測や憶測に基づいた報道であり、真実が明らかにされるものと考えております。

詳しくは、当社の平成24年12月4日付け及び平成25年3月22日付けの「訴訟の提起に関するお知らせ」と題する各IRリリースもご参照下さい。

以上